

経済産業省

20241118 保局第1号

ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について（ガス保安関係）（20240228保局第2号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月17日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について（ガス保安関係）
（20240228保局第2号）の一部を改正する規程

ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について（ガス保安関係）（20240228保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和6年12月18日から施行する。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">制定 20240228保局第2号 令和6年3月11日</p> <p style="text-align: right;">改訂 20241118保局第1号 令和6年12月17日</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p style="text-align: center;">ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について (ガス保安関係)</p> <p>ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）及びガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「規則」という。）の解釈及び運用については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規則第197条関係</p> <p><u>①規則第197条第1項第2号イに規定する「建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物」について</u></p> <p>規則第197条第1項第2号イに規定する「建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物」は、自動ガス遮断装置又はガス漏れ警報器の設置義務が規定された改正の施行日^{※1}及びガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）第45条の基準に適合するガス栓の設置義務が規定された改正の施行日^{※2}に鑑み、昭和61年10月1日より前に建築され、又は建築のための工事に着手した建物（ただし、自動ガス遮断装置又はガス漏れ警報器が設置されているものであって、ガス栓が設置されているものを除く。）と判断して差し支えない。</p> <p>※1 規則第202条第10号が規定された改正（昭和60年通商産業省令第67号）の施行日（昭和61年10月1日）</p> <p>※2 ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（平成12年通商産業省告示第355号）による廃止前のガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（昭和45年通商産業省告示第635号）第85条（ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）第45条）が規定された改正（昭和60年通商産業省告示第460号）の施行日（昭和61年10月1日）</p> <p><u>②規則第197条第1項第2号ロ表中（1）ただし書に規定する機能について</u></p> <p><u>（イ）及び（ロ）に掲げる機能を有するものであること。</u></p> <p><u>（イ）不完全燃焼する状態に至った場合であってガス瞬間湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し、燃焼を停止する機能（（ロ）において「不完全燃焼防止機能」という。）に係る装置が正常に機能しなかったときにおいて、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす機能（当該装置について、当該機能に係る改造が容易にでき</u></p>	<p style="text-align: right;">20240228保局第2号 令和6年3月11日</p> <p style="text-align: right;">[新設]</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p style="text-align: center;">ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について (ガス保安関係)</p> <p>ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）及びガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「規則」という。）の解釈及び運用については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規則第197条関係</p> <p>[新設]</p> <p>規則第197条第1項第2号イに規定する「建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物」は、自動ガス遮断装置又はガス漏れ警報器の設置義務が規定された改正の施行日^{※1}及びガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）第45条の基準に適合するガス栓の設置義務が規定された改正の施行日^{※2}に鑑み、昭和61年10月1日より前に建築され、又は建築のための工事に着手した建物（ただし、自動ガス遮断装置又はガス漏れ警報器が設置されているものであって、ガス栓が設置されているものを除く。）と判断して差し支えない。</p> <p>※1 規則第202条第10号が規定された改正（昭和60年通商産業省令第67号）の施行日（昭和61年10月1日）</p> <p>※2 ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（平成12年通商産業省告示第355号）による廃止前のガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（昭和45年通商産業省告示第635号）第85条（ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）第45条）が規定された改正（昭和60年通商産業省告示第460号）の施行日（昭和61年10月1日）</p> <p>[新設]</p>

改正後	改正前
<p><u>ない構造を有するものに限る。)</u></p> <p><u>(ロ) 不完全燃焼防止機能に係る装置が、連続して3回を上限として装置が作動した後において、制御用乾電池の交換等の通常操作により再び点火できる状態となることを防ぐ機能</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>附 則 1～3 [略]</p> <p><u>附 則 (20241118保局第1号)</u></p> <p><u>1 この通達は、令和6年12月18日から施行する。</u></p>	<p>(3) [略]</p> <p>附 則 1～3 [略]</p> <p>[新設]</p>